

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（特地勤務手当の月額） 第3条 略 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。 （1）～（3） 略 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） 略 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （特地勤務手当に準ずる手当） 第4条 略	（特地勤務手当の月額） 第3条 略 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。 （1）～（3） 略 3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（7） 略 4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （特地勤務手当に準ずる手当） 第4条 略

改正前	改正後
2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。	2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（<u>定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額</u>）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。
略	略
3 次の各号に掲げる<u>職員</u>に対する<u>第2項</u>の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの <u>第2項</u>中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの <u>第2項</u>中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月	3 次の各号に掲げる<u>職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</u>に対する<u>前項</u>の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの <u>前項</u>中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの <u>前項</u>中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月

改正前	改正後
月額合計額」とする。 (3) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの <u>第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</u> 第5条 <u>給与条例第11条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u> 2 略	額の合計額」とする。 (3) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの <u>前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</u> 第5条 <u>給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で人事委員会規則で定めるものは、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u> 2 略 3 <u>給与条例第11条の3第2項に規定する給与条例第11条の3第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用（条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することに伴って住居を移転したもの</u>

改正前	改正後
	(2) <u>新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に、佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、当該公署に在勤することに伴って住居を移転したもの</u> (3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの</u> (4) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの</u> 4 <u>給与条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>前項第1号に掲げる職員 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項に規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）の規定により支給されること</u>

改正前	改正後
	<u>となる期間及び額</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 (3) 前項第3号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 (4) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額 (5) 前項第5号に掲げる職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(改正後の特地勤務手当等支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の特地勤務手当等支給規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第3項及び第4項の適用については、同条第3項第1号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条」とあるのは「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」

という。) 附則第4条又は第5条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第2号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 改正後の規則第5条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条又は令和4年改正条例附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第5条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。